

鳥取市補助金カルテ

NO.	072	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が管理する老人福祉センターの運営費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303） 地域福祉の推進				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	施設の安定的な運営の確保				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費
歳出事業名	老人福祉センター運営費補助金				
R8予算	7,282千円				
R8予算 積算根拠	対象経費 7,364千円(事業費、修繕費を除く)－82千円(補助金以外の収入等)				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	7,546	
		R6	1	7,546	
		R5	1	6,992	
		R4	1	6,735	
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	鳥取市社会福祉協議会が設置・運営する老人福祉センター（国府、河原、気高、青谷）
対象経費	老人福祉センターの運営費（人件費、需用費、役務費、委託料、賃借料、租税公課）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 本補助金は施設運営費補助であり、人件費は施設を運営するために必要な費用と認められるため。 2-5, 2-7 老人福祉センターは自主財源に乏しく、財源の多くを市に依存しているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	073	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市敬老祝賀事業補助金				
概要	各地区社会福祉協議会等が行う地域敬老会事業の経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市介護保険事業計画				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	高齢者福祉への市民理解の促進、高齢者福祉の向上、高齢者の生きがい増進				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費
歳出事業名	敬老祝賀事業費				
R 8 予算	41,287千円				
R 8 予算 積算根拠	・人数割 40,878千円 (1,270円×32,186人 (75歳以上)) 均等割 410千円 (10,000円*41地区)				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 7 (見込)	41	40,095		
	R 6	41	36,824		
	R 5	41	36,783		
	R 4	41	35,722		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源	なし (一般財源のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	地域において敬老会事業を実施する者。
対象経費	地域において行う敬老会事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助対象の団体等は財源の多くを本市に依存しており、補助がなければ計画している事業を行うことが困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	074	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市老人クラブ活動補助金（単位老人クラブ）				
概要	老人クラブの活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2201）健康づくり・疾病予防・介護予防の推進				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	老人クラブの支援を通じ、社会参加する高齢者を増やす。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	単位老人クラブ活動補助金					
R8予算	10,387千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・連合会加入 9,966千円 182クラブ(20,000円×13、39,000円×31、48,700円×24、58,500円×38、65,000円×59、74,700円×17) ・連合会未加入 421千円 16クラブ(19,500円×4、24,300円×6、29,200円×1、32,500円×4、37,300円×1)			R7 (見込)	200	11,061
				R6	209	10,952
				R5	211	11,260
				R4	215	11,611
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市老人クラブ連合会
交付要件	鳥取市老人クラブ連合会
対象経費	単位老人クラブの活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助対象の団体等は財源の多くを本市に依存しており、補助がなければ計画している事業を行うことが困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	075	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市老人クラブ活動補助金（老人クラブ連合会）				
概要	鳥取市老人クラブ連合会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市介護保険事業計画（施策目標6：地域活動が活発で社会参加がすすんでいる）				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	老人クラブの支援を通じ、社会参加する高齢者を増やす。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	老人クラブ連合会活動補助金					
R 8 予算	8,619千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・市老人クラブ連合会活動 5,947千円(国1/3) ・推進員人件費(嘱託職員) 2,671千円(国1/3)			R 7 (見込)	1	8,617
				R 6	1	8,486
				R 5	1	7,848
				R 4	1	8,498
				補助率・補助額		
特定財源	国費			上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市老人クラブ連合会
交付要件	鳥取市老人クラブ連合会
対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金その他市長が必要と認める経費。賃金については老人クラブ推進員のものが対象経費。国の老人クラブ活動等事業実施要綱に規定される各種事業を円滑に実施するため企画立案等を行うものと位置づけられており、事業実施に必要な賃金等の財源は国補助金の対象となるため。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	82.0%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 国が定める「老人クラブ等事業運営要綱」において一部人件費が認められている。 2-5, 2-7 自主財源に乏しく、補助金なしでは事業実施が困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	076	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金				
概要	軽費老人ホームの利用者負担を軽減するため、利用者から徴収すべき費用の一部を減免した経費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2101）社会保障制度の運営				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	施設の安定的な運営の確保				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	軽費老人ホーム運営補助金					
R 8 予算	163,151千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	前年度と同一人員で勤続想定とし、加算を再計算。利用者数は前年度実績見込みと同様として算定。			R 7 (見込)	7	154,714
				R 6	7	159,656
				R 5	6	157,973
				R 4	6	159,674
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の軽費老人ホーム
交付要件	社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により市長の許可を受けた者が設置する軽費老人ホーム
対象経費	施設を運営するために必要な事務費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 本補助金は施設運営費補助であり、人件費は施設を運営するために必要な費用と認められるため。 2-5, 2-7 事業者が行う減免事業に対する補填的補助であり、基準額が定められている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	077	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8212
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業補助金				
概要	社会福祉法人等が、生計困難者に対し介護サービス利用者負担の軽減を行った軽減費用に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市介護保険事業計画				
創設年度	H12	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	生計困難者又は生活保護受給者の利用者負担額の軽減				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	社会福祉法人減免措置助成費					
R 8 予算	7,928千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	過去の実績から算出。※負担割合 国1/2、県1/4、市1/4			R 7 (見込)	6	5,776
				R 6	6	6,730
				R 5	5	6,293
				R 4	6	6,153
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	実施規則に基づき、利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人等
交付要件	本市の介護保険被保険者又は被保護者等へ実施規則第5条の軽減となるサービスを提供、かつ、実施規則第3条関係様式第1号申出書を市長に提出し、当該社会福祉法人等の介護保険サービス提供事業所・施設所在地を管轄する都道府県知事に同様の申出を行っていること。
対象経費	軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）の1%を超えた部分の2分の1の額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の軽減助成額算出シート、市町村助成費請求明細書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	078	担当課	長寿社会課	外線	0857-20-3457
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	福祉ボランティアのまちづくり事業補助金				
概要	高齢者を対象に実施される地域ふれあいサロンの開設や運営に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2201）健康づくり・疾病予防・介護予防の推進				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	通いの場の箇所数、参加者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金					
R8予算	933千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	ふれあいサロン・新規544千円(年6-7回開設5団体×15千円×3/4、年8-11回開設5団体×20千円×3/4、年12回以上開設25団体×22千円×3/4)・継続(2年目) 389千円(年6-7回開設5団体×10千円×3/4、年8-11回開設4団体×15千円×3/4、年12回以上開設24団体×17千円×3/4)			R7 (見込)	53	712
				R6	47	663
				R5	44	631
				R4	49	676
				補助率・補助額	10分の10	
特定財源	国費, 県費, その他(利用料、地元負担金、寄附金など)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
対象経費	助成金(各サロンへ交付する市社協交付額の3/4を助成する。補助対象は新規および開設2年目のサロンのみ。)
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-7 自主財源に乏しく、補助金なしでは事業実施が困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	079	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金				
概要	軽費老人ホームの職員の処遇改善に要する経費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2101）社会保障制度の運営				
創設年度	R4	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	施設の安定的な運営の確保				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	軽費老人ホーム運営補助金					
R8予算	11,542千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	前年度の人件費実績見込みより算定。			R7 (見込)	6	5,379
				R6	6	5,372
				R5	6	3,689
				R4	6	3,594
補助率・補助額	軽費老人ホーム職員の賃金改善額			上限額	設定なし	
特定財源	, なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の軽費老人ホーム
交付要件	社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により市長の許可を受けた者が設置する軽費老人ホーム
対象経費	軽費老人ホーム職員の賃金改善額
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	施設規定、検収調書

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 職員の処遇改善を目的とした補助金である。 2-5, 2-7 厚生労働省通知に基づき定めた補助額であり、県と統一したもの。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	080	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市外国人介護人材定着支援金				
概要	介護事業所が外国人育成雇用プロジェクトを活用して新たに採用した外国人職員に対する支援金。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	鳥取市介護保険事業計画				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	外国人介護職員の勤続状況等				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	外国人介護人材確保支援事業費					
R 8 予算	600千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	6か月支援金 100千円×2件			R 7 (見込)	3	300
	1年支援金 100千円×2件			R 6	2	200
	2年支援金 100千円×2件			R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	一定の勤務期間に応じて100千円			上限額	100千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	個人
交付要件	外国人育成雇用プロジェクトを活用して新たに鳥取市内の介護事業所で常勤職員として勤務する外国人で、一定の勤続期間を超えて勤務した者。
対象経費	勤務期間に応じて支給する支援金
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	所属法人による勤務証明書により確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-3 勤務証明書により確認。 2-5, 2-6 要綱に定めた定額を支給。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	081	担当課	長寿社会課	外線	0857-20-3457
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	【介護保険費特別会計】鳥取市認知症カフェ運営事業費補助金				
概要	認知症カフェ運営団体等への運営事業費の補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2102）超高齢社会に向けたまちづくりの推進				
創設年度	H28	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	認知症になってからも自分らしい暮らしの継続、家族の介護負担の軽減				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	地域支援事業費	項	包括的支援事業費	目	包括的支援事業費		
歳出事業名	認知症地域支援・ケア向上事業費						
R8予算	360千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・開設支援(新設)／60千円(20千円*3か所) ・運営支援／300千円(5千円*12月*5か所既設2、新設3)				R7 (見込)	2	120
					R6	4	189
					R5	4	205
					R4	4	185
補助率・補助額	10分の10				上限額	80千円	
特定財源	国費, 県費, その他（利用料、地元負担金、寄附金など）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	認知症カフェを運営する団体又は個人
交付要件	・認知症の人やその家族に対する支援に関心を持ち、認知症カフェの開催を予定している市内に所在する者及び適切な事業運営ができると市長が認める者であること。 ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
対象経費	報償費、需用費、役務費、使用料および賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実施報告書へ領収書・レシート等関係書類を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助対象の団体等は自主財源に乏しく、補助がなければ計画している事業を行うことが困難となるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	082	担当課	長寿社会課	外線	0857-30-8211
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市アルツハイマー病治療薬補助金				
概要	アルツハイマー病治療薬（レカネマブ）の保険診察が可能になったが、治療費が高額になるため、早期検査及び治療に向かう市民の生活負担を軽減することを目的として交付する。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2201）健康づくり・疾病予防・介護予防の推進				
創設年度	R6	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	認知症予防・重度化防止				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	アルツハイマー病治療薬補助金					
R 8 予算	6,159千円					
R 8 予算 積算根拠	既に予備申請書を提出している者及び今後申請見込みの者の検査と治療にかかる自己負担額に補助率を乗じた額の合計			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	33	3,669
				R 6	7	172
				R 5	0	0
				R 4	0	0
補助率・補助額	初期検査：10/10、治療等：1/2			上限額	400千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	個人
交付要件	鳥取市内に住所を有するアルツハイマー病治療薬の検査、治療を希望する者とする。
対象経費	検査または治療のうち、要綱に規定する補助対象経費（検査費及び治療費）
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	実績報告の際、治療にかかった費用が分かる書類等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により10/10となっている項目がある。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	083	担当課	長寿社会課	外線	0857-20-3457
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	【介護保険費特別会計】鳥取市診療情報提供書作成補助金				
概要	鳥取市短期集中予防サービスの利用申請に必要な診療情報提供書の作成費用の一部を補助				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2201）健康づくり・疾病予防・介護予防の推進				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	C型サービス利用状況等				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	地域支援事業費	項	介護予防・日常生活支援総合事業費	目	介護予防・生活支援サービス事業費	
歳出事業名	訪問型・通所型サービス事業費					
R8予算	21千円					
R8予算 積算根拠	(診療情報提供書作成料2,500円-自己負担額250円) × 9人					
	過去実績	件数	決算額 (千円)			
	R7 (見込)	9	21			
	R6	1	2			
	R5	3	6			
	R4	1	3			
補助率・補助額	申請者の医療保険の自己負担額との差額				上限額	設定なし
特定財源	国費, 県費, その他(利用料、地元負担金、寄附金など)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	C型サービス利用申請者
交付要件	・C型サービス利用対象者であること ・診療情報提供書を全額自己負担で取得したこと
対象経費	負担金
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	申請書に添付してもらう診療情報提供書の領収書と医療保険の被保険者証の写し

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 C型サービス利用申し込み時に必要な診療情報提供書を利用者について、市立病院で取得した場合は医療保険が適用されず全額自己負担となるため、他医療機関利用者との均衡を図るため、自己負担額の差額を補助している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-